

第1号議案 神戸国際港都建設計画特定防災街区整備地区の決定について（下三条町北地区）

計 画 書

神戸国際港都建設計画特定防災街区整備地区の決定（神戸市決定）

都市計画特定防災街区整備地区を次のように決定する。

種 類	位置	面積	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度	建築物の高さの最低限度	備考
特定防災街区整備地区 （下三条町北地区）	下三条町の一部	約 0.9ha	100 m ²	計画図表示のとおり （ただし、防災施設建築物の付属建築物についてはこの限りではない。）	—	5m （ただし、防災施設建築物の付属建築物についてはこの限りではない。）	下三条町北地区 防災街区整備事業施行区域 歩道状空地（幅員 2m、延長 41m 及び幅員 1m、延長 96m）を確保する。

「位置、区域、壁面の位置の制限及び歩道状空地は、計画図表示のとおり」

（注）防災施設建築物とは、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十七条五号に規定する防災街区整備事業によって建築される建築物をいう。

理 由

下三条町北地区は、兵庫区の中部に位置し、歴史的資源が多く残るまちである。地区内には、古くから建つ木造住宅が密集しており、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づく「防災街区整備方針」において、「防災再開発促進地区」（兵庫北部地区 | 165ha）に位置付けられている。地区内に位置する旧平野小学校跡地の整備方針においては「防災性の向上及び魅力ある住環境の整備」を目的に、地区の防災性向上と魅力的な生活利便施設の整備および良質な住宅を供給することによる地域の活性化が検討されている。

このたび、当地区において建物の不燃化など、延焼防止および避難などの特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、本案のとおり特定防災街区整備地区を決定するものである。